

伊予市コミュニティバス運行業務の委託業者選定プロポーザル【質問及び回答】

(受付順に記載)

番号	質問内容	回答
1	平成32年度以降も運行する見込みは、どれくらいありますか？	財政状況や利用者数、また社会情勢により判断することとなりますが、財政的には基金の活用により、平成32年度以降も運行は可能と考えております。
2	国民の祝日以外に運休となる日はありますか？	コミュニティバスの運休日は、国民の祝日以外には、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）となっております。また、天災その他やむを得ない事由により運行に支障をきたす場合も運休となります。
3	弊社は現在、一般乗合旅客自動車運送業をしておりません。 もし弊社にご下命いただいた場合、何かしらのサポートをしていただくご用意はありますか？	一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請にあたって、書類作成や許認可官庁への同行など、伊予市として対応可能なものはできる限りサポートしていきます。 また、下記事項については、伊予市が重点的にサポートします。 ○バス停標識設置における道路占用申請書類作成、民地占用許諾書類作成及びバス停標識の設置。 ○一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請書における事業計画（停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程表、路線図等）書類作成。
4	契約後に運行ダイヤが変更した場合の費用負担はどのようになりますか。	コミュニティバスの運行委託業者とは5年契約（長期継続契約）を締結し、業務委託については年度契約をすることとしております。基本的に運行ダイヤ等の変更は1年ごとに見直しを検討するものと考えておりますが、年度内に変更の必要が生じた場合は、伊予市と事業者とで協議を行うこととなります。
5	停留所の安全確保と責任分担はどのようになりますか。	停留所は、県や市の道路管理者及び私有地の所有者の同意を得て設置いたします。また、道路使用許可申請に併せて、伊予警察署に確認を取り、その際に指摘があれば、設置位置等の変更を行います。したがって、停留所の安全確保は十分検証がなされていると考えております。